



⑧ 私の はまっているもの

— ジャズピアノ —

最近、ジャズバンドを再開してピアノを練習しています。まだ人前で演奏出来るレベルではないのですが、メンバー各々が適当に音を出して楽しんでいます。

若い頃から音楽が好きで、ギターから始まり色々な楽器を触って見ましたが、やはり楽器の基本はピアノ。更にそれを弾いたらカッコイイなという憧れで40代後半からピアノを始めました。

そして、「還暦を迎える時には記念ライブでジャズピアノを演奏」。そんな夢を持って始めましたが、大人社会の色々な誘惑に負けて、なかなか練習をしない。こんな調子ですから、上達するはずありません。

いつの間にか時間が過ぎ、夢の還暦記念ライブは別の形での開催となり、ピアノ演奏は出来ませんでした。しかし、まだ頭の片隅には、いつかはピアノという思いが残っています。

今度こそピアノをモノにしなくてはと、腕酌も減らして頑張るつもりです。

練習は頭と指のトレーニングで、ボケ予防にも効果的と聞いています。これまた、一石二鳥です。今さら難しいテクニックは無理でしょうから、まずは楽しく乗りの良いスイングを目指そうと思っています。

これからの目標は、ライブはもちろんのこと、出来れば老人施設にお邪魔して、スタンダードジャズを楽しんでもらうこと。継続は力なり。還暦も過ぎて心身共に衰えていきますが、仲間の刺激を受けて練習を続けていきたいものです。(J)

美保通信所に向かって西へ走っている車が永井自動車を通じて左折した。初めて通る道だ。と、目的地的美容室ミッシュの前には止まった。三軒屋の住宅地の中だ。



永井珠美さんとの会話で時間を忘れてしまいうそに(Mischの店内で)

【事業所のあらまし】  
 事業所名 美容室 Misch(ミッシュ)  
 代表者 永井 珠美(ながいたまみ)  
 所在地 境港市三軒屋町5163-1  
 事業内容 美容室  
 営業時間 9:00~18:00  
 定休日 毎週水曜日  
 TEL 30-3122  
 FAX 30-3122



青色申告会の元気企業

お客様一人一人に満足を

ミッシュ 美容室 Misch

ようやく自宅の隣にお店を持つことになった。店名の由来を聞くと、珠美さんの名前を逆読みすると「みしゅ」となること、外国語で「集まる」という意味があるということを掛けて名付けたそうだ。

永井さんは今までの経験を生かし、一人一人のお客さんに満足してもらえる店作りを心がけている。その一つが完全予約

低刺激で髪を傷めないパーマ液やカラーを使用するなど美容材料にもこだわっている。

1脚あり、お客さんはこの椅子に座ったら全部終わるまでそのまま。洗髪もその椅子に座ったまま。椅子の背中を倒してあおむけになると、頭の位置にシャンプー台が移動してくるようになってる。



制で、1対1の個室的な対応だ。ほかのお客さんの目を気にすることなくリラックスして過ごすことができる。



頭皮と首筋のマッサージで頭の皮や筋肉をほぐし、血行をよくすると顔色も良くなり、顔のリフトアップ効果も期待できるそうだ。なにより、リラクゼーション効果があり、とっても気持ちいいらしい。

トピックス 個人に関する注目点 平成26年度税制改正

なりだした同行のK氏は心引かれる様子だった。永井さんにいろいろ話を伺っていたら、いつの間にか時間が過ぎていた。以前の知合いのようには錯覚するくらい自然に話しやすい人だ。米子

時代のお客さん達が続けているのもうなづける。メニュー表には明記していないが、実はマッサージの腕に定評があるとのこと。気持ちよくなりたい人には、ぜひお勧めしたい。(H)

2014年4月1日から消費税の税率が5%から8%に変更されました。これについては広く周知されていますが、その他にも多くの税制改正が行われています。ここでは、個人に関する注目点についてご紹介いたします。

（ゴルフ会員権の譲渡損失の損益通算を廃止）従来、ゴルフ会員権などを売却して損失が出た場合、これまでは他の所得と損

女性部だより

消費税8%になって

4月1日から消費税が8%になりましたが、皆様のお店ではどのようになさっていますか。定価に8%を加算して表示して並べる。あたりまえの方法ですけど、立場が逆になったり、消費者の側にならたら...。

仕入元はそのまま8%上乗せです。我々小売店はそのまま横すべりで、消費者の立場になり、あれこれ考えます。出来ること、出来ないこと、皆様のお店でも試行錯誤の毎日でしょう。お客様が安心して喜んで買って下さることを第一に。

（少額投資非課税制度の口座開設を柔軟化）非課税

（軽自動車税の引上げ）2015年4月から次のように引上げられます。

- ▽乗用(自家用) 現行7200円→1万8000円
- ▽乗用(営業用) 現行5500円→6900円
- ▽貨物用(自家用) 現行4000円→5000円
- ▽貨物用(営業用) 3000円→3800円
- （自動車取得税の税率引下げ）2014年4月以降取得分の自動車取得税は、次のように引下げられます。
- ▽自家用自動車(軽自動車を除く) 現行5%→3%
- ▽営業用の自動車及び軽自動車 現行3%→2%



山本博敏税理士事務所

税理士 山本 博敏

〒684-0032 鳥取県境港市元町1844-5  
 TEL 0859(44)0445 FAX 0859(44)1990  
 e-mail: yamamoto-hirotsugi@tkcnf.or.jp

不動産・会社・法人・船舶等の登記申請代理  
 簡易裁判所訴訟代理  
 民事裁判・家事調停及審判の訴状・申立書作成・提出  
 各行政機関に対する書類の作成・提出

司法書士 行政書士 長栄善二郎事務所

事務所 境港市湊町84番地(市役所前)  
 ☎ 44-6517番 FAX 44-4333番  
 メールアドレス: nagael23@eos.ocn.ne.jp